

## 子供の貧困対策に関する有識者会議（第1回） 議事要旨

日 時：平成28年7月14日（火）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

出席者：

【構成員（敬称略、50音順）】

木戸 寛捺、工藤 長彦、櫻井 やえ子、新保 幸男、末富 芳、菅田 賢治、  
鉄崎 智嘉子、馬場 博文、松村 淳子、宮本 みち子、武藤 素明、山野 則子、  
渡辺 由美子

【内閣府】

加藤 勝信 内閣府特命担当大臣（少子化対策）

西崎 文平 政策統括官（共生社会政策担当）

中島 誠 大臣官房審議官

相川 哲也 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

【文部科学省】

徳田 正一 大臣官房審議官

小谷 和浩 生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

【厚生労働省】

吉本 明子 大臣官房審議官

川鍋 慎一 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

議 題

- 1．子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について
- 2．子供の貧困対策関連予算（平成28年度等）
  - （1）内閣府
  - （2）文部科学省
  - （3）厚生労働省
- 3．今後の進め方について
- 4．その他

## 加藤内閣府特命担当大臣挨拶

(加藤大臣)

今日は大変お忙しい中、子供の貧困対策に関する有識者会議に御参加をいただき、また、御参加いただいたそれぞれの皆様方には、日ごろから子供の貧困対策に対してそれぞれのお立場の中で御取組をいただいていることに改めて敬意を表させていただきます。

御承知のとおり、本有識者会議は、施策の実施状況や対策の効果等を検証し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みとして、昨年8月の子どもの貧困対策会議において設置が決定されたところである。それから少し時間がたっているが、今日こうしてスタートさせていただいた。

そしてこの間、大綱に基づいて編成した初めての予算が平成27年度予算だが、それをもとにさまざまな施策を展開するとともに、昨年末にはすくすくサポート・プロジェクト(全ての子供の安心と希望の実現プロジェクト)を決定し、第2子以降への児童扶養手当の加算額を倍増する、あるいは地方公共団体に向けた交付金を創設するなど、平成28年度予算等においても所要の措置を講じているところである。

また、6月2日に、ニッポン一億総活躍プランを閣議決定させていただいた。世代を超えた貧困の連鎖をなくす取組を進め、格差が固定されることなく流動性のある環境を整備していくため、今後10年間を見据えたいわば工程表をお示しし、その中でどのような施策を展開するかということも提示をさせていただいたところである。

また、この子供の貧困対策、もちろん国が行うのも当然であるが、官公民それぞれが連携を進めていくということで、昨年10月に子供の未来応援国民運動をスタートさせていただいた。国を挙げて子供の貧困対策が推進されるよう様々な取組を進めているが、ここにおける基金に対して個人、企業問わず多額の寄付を頂戴している。昨日もその関係で総理から多額な寄付をしていただいた方に表彰をさせていただいたが、そういった意味で子供の貧困を解消しようといううねりが大変大きくなってきていると感じているところである。

今年は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立してちょうど3年が経つことになる。支援を必要とする方に必要な支援を届けていく。貧困の連鎖を断ち切るためにも不断の努力によって一歩でも施策を前に進めていくことが必要であり、また、どこに支援が必要な人がいるのかということをしかりと認識して、それに則って施策を進めていくということも非常に大事だと思っている。そういった意味においてもこうした取組について検証し、評価をしていただき、そして見直しを図り、より効果のある形にしていくということが極めて重要である。

今日は福祉、教育の分野で御活躍をいただいている有識者の皆様方、また、第一線で支援に携わっているNPO等、民間団体あるいは地方公共団体の方々、さらには当事者であるさまざまな立場の方々にお集まりをいただいている。子供の抱える特に貧困に関する問題、困難であり、先ほど申し上げたなかなか目に見えない部分もある。そういったことも踏まえながら支援のあり方も当然多岐にわたる。どうか多様な目線、それぞれのお立場の中で日ごろ感じておられることも踏まえながら、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っているので、よろしくお願ひしたい。

### 委員長の互選

互選の結果、宮本構成員が座長に、新保構成員が座長代理に選出された。

(宮本座長)

大綱以来、子供の貧困にかかわらせていただいて、大変重要な陣容だと思っている。今、国を挙げてこの問題に力を注いで、動きが始まっているが、これを安定して未永く続けていくために、この有識者会議が果たすべきいろいろな責任があると思っているので、座長を務めさせていただくが、どうぞよろしくお願ひしたい。

### 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況、子供の貧困対策関連予算 (平成28年度等)について

(相川参事官)

資料2をごらんいただきたい。本資料は、子供の貧困に関する動向、26年度、27年度の施策の実施状況について取りまとめをさせていただいたものである。

それでは、1枚目について説明をさせていただく。

まず教育の支援についてである。スクールソーシャルワーカーの配置状況では、平成27年度予算において、26年度より配置人数を1.5倍にふやし、貧困家庭が多く緊急性が高いと考える地域について配置日数をふやす仕組みを新たに設けている。

次の地域未来塾については、経済的な理由や家庭の事情によって家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけられていない中学生等に対して、学習習慣の確立や基礎学力の向上を目的に、地域住民の協力により原則無料の学習支援、地域未来塾を約1,800中学校区にて新たに実施をしている。可能な限り早期に5,000中学校区で実施を目指している状況である。

居場所づくりを含む学習支援事業に関して、26年度は生活保護世帯を対象とした事業を150自治体で、また、生活困窮者自立支援法の施行に向けたモデル事

業を50自治体で実施された。27年度については生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所を設置している901自治体のうち、任意事業として300自治体で生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に学習支援を実施した。

全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるように、幼児教育の無償化に向けた取り組みを段階的に進めている。私立の幼稚園に関して低所得世帯の保護者負担の軽減を目的として、26年度においても生活保護世帯の保護者負担を無償としていたが、27年度からは年収270万円以下が目安の市町村民税非課税世帯の負担額に関しても、月額9,100円から3,000円へと減額をしている。

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるように、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、26年度から各都道府県が実施している高校生等奨学給付金事業を国庫負担3分の1で支援している。27年度については学年進行で着実に事業を実施するとともに、生活保護受給世帯における補助対象の拡大や非課税世帯における給付額の増額など、支援内容を充実し、対象者数が1年次のみ15.7万人から1、2年次30.4万人へと大幅に増加した。

次の大学等奨学金事業については、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指して、平成27年度予算において無利子奨学金の新規貸与人員を過去最大の8,600人に増員をし、奨学金の有利子から無利子への流れを加速したところである。

続いて、生活の支援である。27年度補正予算において児童養護施設等を対象として就職、進学した方の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現する。こういった目的で児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金貸付事業を創設した。家賃相当額や月額5万円程度の生活費について貸付を行っている。また、この事業では児童養護施設の入所中の子供等を対象として、退所後の就職に役立つ各種資格を取得するための経費についても貸付を行う。これらの貸付については複数年度の就業継続で返還免除となる。

次は、保護者に対する就労支援についてである。ひとり親については生活の負担の軽減を図ることで就職に有利な資格の取得を促進する。このために資格に係る養成訓練の受講機関に高等職業訓練促進給付金を最大月額10万円支給してきたが、この給付金をさらに使い勝手のよいものにするるとともに、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の就学を一層容易にするために、27年度補正予算にてひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を創設した。具体的には養成機関への入学時に入学準備金として50万円、養成期間を終了して資格取得をした場合に就職準備金として20万円の貸付を行う。なお、これらについても5年間の就業継続で返還免除となる。

親の学び直し支援の観点から、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を27年度から新たに実施した。中退を含む高等学校を卒業していないひとり親家庭

の親が高卒認定試験合格のための講座を受けて、これを終了した際の受講費用の2割を支給するとともに、試験に合格した場合にさらに受講費用の4割を支給するということで、負担の軽減を図っている。

経済的支援については、生活保護受給世帯の高校生の奨学金やアルバイトの収入等に関して、その用途に応じて収入認定され、保護費が減額されるかどうか扱いが異なる。もともと奨学金やアルバイト収入を修学旅行費、クラブ活動費、私立高校における授業料不足分などに用いる場合は、収入認定より除外されていたが、平成27年10月からは学習塾費用に用いた場合も、収入認定除外の対象に追加をされたところである。なお、生活保護受給世帯の小学生、中学生に関しても、同様の取り扱いということになっている。

最後に施策の推進体制である。大綱において、子供の貧困対策を国民運動として展開することとされている。これを踏まえ、昨年27年4月の子供未来応援国民運動発起人集会にて趣意書を採択させていただき、10月から官公民の連携・協働プロジェクト、子供の未来応援国民運動が始動したところである。国民運動の主な事業については、後ほどまた御説明するが、草の根で支援を行うNPO等に対する助成などに活用する基金、子供の未来応援基金を創設した。また、各種支援情報を一元的に集約して、地域別、属性別、支援の種別に検索をできるシステム、総合的な支援ポータルサイトや、CSR活動を行う企業の支援、リソースと、実際に支援を行っているNPOが抱えるニーズの双方を掲載して、双方が検索できるマッチングサイトを創設したところである。

以上が26年度、27年度における実施状況の主なものとなる。

次のページについては指標の関係になる。ここの資料では大綱掲載時に比べて上昇している数字は青字、低下している数字は赤字で掲載をさせていただいている。生活保護世帯に属する子供の高校進学率や高校中退率など、25の指標について見てみると、改善が見られるものが太宗を占めていると考えている。一方でひとり親家庭の指標の出典である全国母子世帯等調査については5年に1度の調査であり、また、貧困率については国民生活基礎調査において3年に1度公表しているもので、これらに関しては直近値は大綱掲載時のままとなっている。

なお、子供の貧困対策の推進に関する法律の第7条で毎年1回、子供の貧困の状況、子供の貧困対策の実施状況を公表することにされている。本資料の2枚目以降に関しては、この法7条に基づく公表物として今夏に公表することを考えているので、御承知おき願いたい。

次に資料3-1を見ていただきたい。この資料については大綱の項目に従い、平成28年度予算及び平成27年度補正予算において計上させていただいている予算をまとめている。主な内容について、これから順次各省から御説明をさせて

いただきたい。

まずは、資料3 - 2「平成28年度における内閣府の取組」である。まず子供の未来応援国民運動についてだが、先ほど御説明したように、昨年10月から具体的に始動をさせていただいた。子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間企業、団体等が連携・協働して取り組む必要がある。そして積極的な広報啓発活動を行い、国民の幅広い理解と協力を得ることによって、国民運動として展開していくということが大綱においても求められていると認識している。

2ページ目、子供の未来応援国民運動のこれまでの成果ということでまとめさせていただいている。まず民間資金による基金を創設した。具体的に4ページ以降に資料をつけているが、個人・企業から幅広く寄付を募り、6月26日現在で6億1,779万円の御寄付を頂戴している。この基金の使い道については基金事業審査委員会という有識者の会議において審査をいただくことになっている。

5ページ目、この基金については、6月末から実際に助成の対象になるNPO等々の公募を開始しており、今月末までの間、公募を受け付けることとしている。8月に審査を開始して、8月末から9月にかけて実際のNPO等の支援先というものを決めたと、実際の支援金の支給につなげてまいりたいと考えている。

6ページ目は支援情報ポータルサイトについてである。支援を必要とする方に必要な支援を届けるということが、今回のこの子供の貧困対策の1つの大きな課題として認識をしており、そのためにこの支援情報ポータルサイトで、どの地域にいても、具体的な悩みに応じて自治体の支援の窓口につながり、支援の情報を得られる。こちらについては市町村、都道府県の御協力をいただき、現在1,291市区町村の御登録をいただいている。今後も順次いろいろな民間団体を含めて情報を拡大させていければと思っている。あわせていろいろな各自治体でどのような活動をしているか、支援情報の見える化というものも目指してまいりたいと考えている。

7ページ目。実際に支援活動に携わってくれるNPOでこういった支援が必要か、企業がこういった協力をしたいと思っているか、こういったことをマッチングさせていくという仕組みを始めている。こちらについては実績としてはまだまだ始まったばかりと認識しているが、この企業とNPOの交流というものをこれからも推進をしていきたいと思っている。

国民運動の広報啓発活動については8ページで、これまでの取り組みについて簡単に御紹介しているが、左上にあるようにディック・ブルーナさんのデザインによるポスターを各地で展開をさせていただき、まずは子供の貧困というものに国民に広く関心を持っていただくということを進めている。

次に、子供未来応援交付金事業について御説明をさせていただきたい。10ページ以降となるが、実際に支援を必要な方に届ける上で自治体の果たしている役割は非常に大きいと考えている。その際に、その取組をするに当たって必要な実態の調査あるいは支援のニーズに応える資源量がどれだけあるかを調べる、そして整備計画をつくっていただく。これらを初めとした自治体の取組を支援する交付金として平成27年度補正予算で24億円を計上している。調査をして、整備計画を策定した後に、コーディネーターを含めた具体的な体制整備、あるいは独自の先行的なモデル事業を段階的に進めていただくことに対して、それぞれ交付金で補助をしている。

11ページ目、交付金のスケジュールだが、既に第1回目、第2回目の交付を決定しているところである。第3回目、第4回目と今後もこれを拡大していきたいと思っており、広く自治体に使っていただきたいということで、今、活動をしている。

この交付金を使った主な事業内容について、12ページから14ページでまとめさせていただいた。こういった具体的な活動事例というものを各自治体に広めさせていただき、今後の申請に活用していただければと考えている。具体的に1、2、3の段階ごとに、例えば第1回交付で京都府においては、貧困世帯を対象としたアンケート調査を実施して、ひとり親家庭の児童を対象とした全国学力・学習状況調査の正答数と生活状況などの相関関係を把握するといった取組を行う。足立区においては、ひとり親家庭の世帯主を対象としたアンケート調査、インタビューの実施をやって、生活上の困難が子供の養育・育成に具体的にどう及ぼす影響があるのかを把握するという取組を行うことになっている。

そのほか、具体的にコーディネーターとして、寝屋川市におかれては子供たちの居場所を新設し、心理カウンセラー等を採用してそこに配置をする。そして青少年自立支援連絡会というもので、その問題を共有して解決をしていくという取り組みを具体的に始めるということである。

足立区におかれては、青少年健全育成に精通したNPOに委託して、学校、行政機関と連携し、家庭訪問などのアウトリーチ支援等の実施や地域への活動への参画を働きかけるとしている。

また、具体的なモデル事業として先ほど御紹介した寝屋川市では、市立こどもセンター内にそういった子供たちの居場所、学習スペースを整備する。また、足立区におかれては、区内の駅前に民間施設を借り受け、NPO職員をコーディネーターとして配置して学習支援、体験学習、食事の提供等を実施する。こういったものを各自治体にも共有し、今後さらにこの交付金を使っていただきたいと考えている。

(小谷参事官)

資料3-3を用いて、文部科学省における現在の取組状況について御説明をさせていただきたい。

文部科学省における子供の貧困対策は、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進、この2つを進めているところである。

1ページ目。1つ目の柱が教育費負担の軽減である。家庭の経済状況により進学率に差がある状況があることから、幼児教育から高等教育段階までの各段階において必要な支援を行って、切れ目のない教育費負担の軽減に努めているという状況である。

まず幼児教育関係である。詳しくは4ページ目にあるが、まず幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進としては、平成28年度予算にて多子世帯の保護者負担の軽減として、年収約360万円未満相当の世帯について多子計算に係る年齢制限を撤廃した。これまでは小学校3年生を上限に子供の数を計算してきていたところだが、これを撤廃して、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化という形で進めている。

また、ひとり親世帯等の保護者の負担の軽減としては、市町村民税非課税世帯の保育料を無償化、年収約360万円未満相当の世帯の第1子の保育料を半額、これは保護者負担額としては月額7,550円ということだが、さらに第2子以降の保育料の無償化ということ盛り込んでいる。

義務教育段階については、詳しくは5ページ目にあるが、経済的理由により就学困難な児童生徒の学用品や学校給食などの費用を支援する就学援助を引き続き実施している。6ページ目、平成27年度の補正予算において、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒に対して、家庭の状況によって経済的支援を行うようなモデル事業も行ったところである。

高等学校段階については詳しくは7ページ、8ページとなるが、まず授業料の観点からは就学支援金を引き続き実施している。さらに28年度では低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金について、学年進行で着実に事業を実施して、給付対象を1年生から3年生まで、これで約47.8万人とした。また、非課税世帯の第1子の給付額を大体2万円から3万円程度増額するといった拡充を行っている。

高等教育段階については、詳しくは9ページからとなる。まず大学等の奨学金事業については、平成28年度予算では無利子奨学金の貸与人員を46万人から47万4,000人に増員している。有利子から無利子へという流れを加速させるとともに、新たな所得連動返還型の奨学金制度の導入に向けた検討を進めているところである。



また、10ページ目にあるように、本年6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいては、給付型奨学金の創設に向けて検討を進めるということが明示された。これを受けて文部科学省としては、義家文部科学副大臣をトップとする検討チームにおいて対象者の選定や、同世代内での公平性、給付のあり方、財源の確保について、有識者等を交えながら引き続き議論を進めているというところである。

詳しくは11ページ目となるが、大学等における授業料減免として、各大学等における授業料減免での支援を充実させており、平成28年度予算では国立大学では2,000人、私立大学では3,000人それぞれ対象人数を増やしたところである。

また、12ページ目にあるように専門学校生に対する経済的支援のあり方についての実証研究も進めている。

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進については、2ページ目がその全体像となる。学校における学力保障・進路支援、そして教育と福祉、就労との組織的な連携あるいは地域による学習支援や家庭教育支援を進めているところである。

まず学校教育における学力保障・進路支援ということで、詳細については13ページ目だが、貧困による教育格差解消に向けた教職員等の指導体制の充実のために、平成27年度から加配定数を措置しているが、平成28年度予算では150人の加配措置を行っている。また、高等学校についても、14ページ目にあるような支援体制を拡充するための人員の強化なども行っているところである。

教育相談の充実ということで、詳しくは16ページ目となるが、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや児童生徒の感情や情緒面での支援を行うスクールカウンセラーについて、平成28年度予算ではスクールソーシャルワーカーを約3,000人に、スクールカウンセラーを全公立中学校1万校、そして公立小学校1万5,500校に配置拡充を行っている状況である。

学校外での学習支援については、詳しくは17ページ目だが、学習が遅れがちな中学生等を対象として、地域住民の協力やICTの活用等により原則無料の学習支援である地域未来塾の事業を実施している。こちらについては平成28年度予算では高校卒業や大学等への進学を後押しするために、高校生を対象とした学習支援を新たに実施するなどの事業の拡充を行っている。なお、本年2月にはこういった学習支援に対しては非常にボランティアの力が重要となるが、学生ボランティアや地域住民等の積極的な参加をいただくために促していただけるよう、地方自治体や大学等にも協力をお願いする通知を文部科学省と厚生労働省の関係局長の連名で通知を発出したところである。

また、家庭教育支援の関係については18ページ目以降になる。全ての親御さんが安心して家庭教育を行っていただけるよう地域における保護者への学習機

会の提供や相談対応等の支援活動を実施しているが、平成28年度からは新たに困難を抱える家庭に対して、家庭教育支援チームによる訪問型の支援を新たにモデル事業として都道府県レベルで実施している。

(川鍋課長)

資料3 - 4の1ページ目。昨年12月、年末に子どもの貧困対策会議で決定されたすくすくサポート・プロジェクトは全体としては1つなのだが、中で2つに分かれており、1つ目がひとり親家庭の関係、2つ目が児童虐待の関係という形で、今日はひとり親家庭の関係のプロジェクトについて御説明する。実はひとり親家庭の施策というのは事業もたくさんあって、制度も幾つもあるのだが、それぞれが一つ一つ今までやってきたものを、今回初めてこういう政策パッケージにしたということになる。

2ページ目の右側に数字が書いてあるが、母子家庭、母子世帯の就業率というのは8割ある。問題はその半数近くが非正規、かつ、所得が低いということである。このような経済的に厳しい状況の家庭の自立のためには、やはり支援が必要な家庭にはきちんと支援が届かなければいけないということ。それから、母子家庭の悩みとか事情というのは1つではなく、複数、複雑な問題があるということから考えると、そういう家庭に対してはどのようにしてアプローチし、支援を続けていくかということが課題となる。対応としては、この1段下の対応のところで ~ という形で、それぞれのアプローチの仕方の切り口を整理した。 ~ の整理の中で、それぞれを1つのパッケージでやるにはどうしたらいいかということを考える。

今回そのひとり親家庭プロジェクトの中で法律改正の事項としては、一番右に大きく児童扶養手当法の改正を出すようになっており、このプロジェクトの中でも一番関係者の方の関心が高かったのが児童扶養手当になる。

今、申し上げたような母子家庭、ひとり親家庭のいろいろな事情を抱えた方々に対する支援の仕方、アプローチの仕方はどうするというのが1つのポイントになるが、ここの大事なことはワンストップ化ということである。例えばひとり親家庭の親御さんが役所に相談に行くとすると、役所には相談事項に応じてそれぞれの担当部署がある。子供の貧困対策という形で網羅的に全部受けとめるとするのはなかなか難しいので、それぞれ関係部署にきちんとつないで、場合によっては関係機関にきちんとつなげるような形で支援をしていこうというのがこのワンストップ化になる。

例えば集中的な相談体制というものがあるが、児童扶養手当は現況届を8月に出すことになっているので、母子家庭の方が来られて、悩みがわかったら自分の担当でなくても次の担当につなげるような仕組みをワンストップ化という

形でここでお示ししている。

子供をきちんとターゲットにしてやるという形の事業と、そのひとり親の方を対象にした事業ということで2つに分けて整理をした。

4ページ目、生活・学習支援事業とあるが、その子供のための事業ということで基本的な生活習慣や学習支援、食事の提供を行う居場所づくりをやっていこうということで、28年度にこれまでの事業を組みかえ直して実施している。

この事業はお子さんに集まってもらうという集合型と、派遣型という2つに分けたやり方をとっていて、予算上としては大体都道府県、政令指定都市、中核市それぞれに1カ所ぐらい、合計112カ所ぐらいを28年度は想定している。

5ページ目からは、児童扶養手当になる。6ページ目を見ていただくと第1子、第2子、第3子とあるが、この改正の主要な内容は多子加算のところ、第2子の加算5,000円を最大1万円、第3子以降の加算を3,000円から最大6,000円ということで倍増している。

児童扶養手当ができたのは昭和36年で55年前となるが、その長い歴史の中で見ても第2子については36年ぶり、第3子については22年ぶりの引き上げとなっている。この法案は先の通常国会で成立し、今年の8月分から、支給月は今年の12月から施行される。28年度は途中からなので、国費が27.8億円と書いてあるが、例えば1年間の満年度では、83.4億円ということになる。

7ページ目、保育所利用の負担軽減については特にひとり親世帯についての保育料を絵でお示ししている。左側の絵を見ていただくと今までは例えば小学校3年生の1人目のお子さんがいて、そのほかに2人のお子さん、5歳と2歳のお子さんがいた場合に、就学後の小学校3年生のお子さんは対象外になるから、2人目の5歳のお子さんが第1子の扱いになってしまう。その年齢制限は外すということで、小学校に上がっている今の3年生のお子さんも第1子の扱いになるから、第2子、第3子という実際のお子さんのカウントで第1子半額、第2子以降は無償化ということで実施をしている。ただし、年収が約360万円未満の世帯に限って、このような改善を図っているということである。

8ページ目、昨年度から高卒認定の合格支援の事業を新たに立ち上げてた。上限15万円だが、例えば高卒認定の試験を受験したときに受講費用の2割まで、合格したら4割まで、最大6割までを支給する。元々はひとり親家庭の親御さんだけが対象だったが、今年度からお子さんを含めて対象にしている。

9ページ目、ひとり親への生活・学習支援については、母子・父子自立支援員の方のために、特に家計管理の支援とか活動マニュアルをつくってその活用を図る、あるいはファイナンシャルプランナーによる家計管理の講習会の実施という形での支援をやっていく。

10ページ目から給付金、貸付金関係になる。自立支援教育訓練給付金につい

て、実績値が25年度の支給件数1,004件、そのうち就職したケースが675件と書かれている。対象となる講座については雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座など、各自治体の実施している講座を受けていただくことになるが、今まで受講費用の2割、上限10万円だったものを、6割、上限20万円に引き上げたというのが28年度の改善事項である。

11ページ目、高等職業訓練促進給付金、これも従来より実施しているものだが、今年度から今まで支給期間は2年だったものを3年まで延長した。それから対象資格について今までは2年以上就学する資格としていたのを、もっと短くてもいいということで、1年就学する資格でも対象とするということと、通信制も可能という形で改善をした。

給付金を受ける方については、新たに貸付金事業をつくったのが12ページ目、これは平成27年度の補正予算で4年分の原資、85億円を予算措置して、入学準備金で50万円、就職準備金で20万円となっている。養成機関を出て1年以内にその資格で就職して5年間従事したら返還免除ということで実質、給付になるような形にしている。今まで高等職業の中では給付金しかなかったものを、あわせて貸付金もつくることで自立を支援していくことになる。

13ページ目、給付金を使った資格取得試験というものの全体像が書いてある。一番下に児童手当と児童扶養手当がある。一番左を見ていただくと貸付金で返還免除規定ありの入学準備金を用意した。そのほかにもいろいろな貸付金とか奨学金がある中で、これを活用していただいて、目指すものは就職ということで、就職の前には就職貸付金の中で就職準備金を用意しているという形で、これも1つのパッケージのような形にして支援をしていくという形でつくったものである。

14ページ目は同じような仕組みを児童養護施設の退所した方あるいは児童養護施設に入所中の方を対象にした仕組みを同じようにつくったものである。これも27年度補正予算で4年分の原資を67億円という形で予算措置している。ここに赤い丸で新と書いてあるが、就職するときに貸付金、進学するときに貸付金、資格を取るときに貸付金という、大きく分けると3つになっている。これを上手に活用していただいて、自立を目指すもの。これも同様に返還免除規定があり、5年間就業継続という形になれば返還免除ということになる。ここの詳細についてはいろいろ御質問があったので、近々事務連絡を出して有効に活用していただくように示したいと思っている。

15ページ目、16ページ目に生活困窮者自立支援法の関係で、困窮者自立支援の概要が書いてある。これも同様に、例えば法律の概要でいくと1番から3番という形で必須事業、任意事業というような形になっている。

17ページ目、実は生活困窮者支援施策の中にも子供の学習支援というものが

ある。それとひとり親家庭の先ほどの支援との関係を申し上げますと、例えば17ページ目のところで事業の概要の3つ目の に、平成28年度においては高校中退防止家庭訪問の取り組みを強化というふうに生活困窮者支援の中での学習支援が書かれているが、生活困窮者の学習支援というのは生活困窮からの脱却を主眼に置いている。そのため、高校卒業が自立のための大きなポイントになるので、基本的には中学生が支援の中心となるということと、高校生の中退防止の取り組みを強化するというようなことを目指している。一方、ひとり親家庭の学習支援は、子供だけで家にいることが多いひとり親の家庭の事情、そういう問題に対応する必要があるので、食事の提供を含む生活支援とあわせて学習支援を行うこととしており、主に未就学児や小学生が事業の対象になる。両制度が上手く活用されることで、切れ目のない学習支援ができるのではないかという考え方に立っているということである。

( 渡辺構成員 )

非常にたくさんのメニューが並んでおり、子供の貧困対策もまずはここまで来たかという思いで感激している。本当にこれだけのメニューをまずはしっかりと使っていくということで、私どもNPOももちろんだが、行政の方々にも前に進んでいただければと強く思った。

その中で、まず文部科学省の施策でいうと、奨学金の充実も大分考えていただいて非常にありがたいと思う。学習支援をしても、非常に力のあるお子さん、学び力の強いお子さん、進学をしたいお子さんが学費の壁で進学を諦めるというところに直面している。国全体としては非常に勿体ないことだと思うので、ぜひそういう子を進学させてあげたい。そのためにも無利子化というのは非常にありがたいことであり、創設を検討していただける給付型奨学金については是非お願いをしたいと思う。

こちらの対象を例えば生活保護だとか、児童養護施設の対象者というように縛るのではなく、きちんと意欲のある子供たちが進んでいけるような設計にしていっていただければと思う。

学校教育との連携というところで地域未来塾に非常に期待をしているところだが、現場としては少し難しいところがあると思っている。例えばある地域の学校でやるというときに、学区外の近隣の小中学生も来ていいというように、少し対象が広げられたりするといいなと思うのだが、それが学校サイドとうまく連携できないという話もある。ICTを活用することもできればいい思っていて、ほとんどの学校にすばらしいパソコン室のような設備があるが、いろいろな管理の問題で、それをNPOが使わせていただくというようなことは現状かなりハードルが高いと思っている。

そういうことができると、これから必要なICT教育とかプログラミング教育というような学校の授業だけではやり足りないところを学校のICTの資産を使えてできるようになると非常によいと思う。

子供の貧困対策では教育支援も大分進んではきていて、色々な自治体さんが本当に頑張ってやっていただいているのだが、東北やいろいろな各県の仲間からは、小さい市区町村の予算的なハードルも厳しいところでは、教育支援に対する国の費用負担というものをぜひ2分の1から3分の2に上げていただければ、もう少しやりやすいのではないかという声も聞く。

厚生労働省の施策で、ひとり親家庭の支援をまとめていただいたのは非常にいい取組だと思う。ひとり親家庭のお母様方、お父様方がいろいろな生活の支援ももらいながら、ちゃんと手に職をつけていけるという道ができたのは非常によいと思う。成立した制度を今度は使っていく中でどのようにしていくか。特に母子家庭のお母さんは忙しくて、これら一つ一つの支援を自分で組み立てて使っていくことが難しいと思うので、例えば行政なりNPOなりがコーディネートをしてあげて、脱却まで道筋が見えるようなことができるかというのではないかと思う。

また、内閣府で子供の未来応援運動をやっていただいて、ポータルサイトをつくっていただいたり、ディック・ブルーナさんの啓発ポスター、私どもでも張らせていただいているのだが、取材に来ていただいた方からの評判もいい。また、そんな中で子供の未来応援基金の寄附もふえてきたということで、やはりこういう取り組みは長く続けていくことが非常に重要なので、是非とまることなくずっとやっていただければと思う。

(未富構成員)

まず教育の支援に関連して、居場所づくりを含む学習支援事業や地域未来塾あるいはひとり親家庭への訪問型の支援も進んでいるということだが、逆に言えばある程度、例えば人口10万人以上で全く事業指定を受けていない自治体さんもあるのではないかという懸念をしている。もちろん事業が初期段階でもあるので、全部の自治体を急にとするのは無理としても、大体何らかの形での学習支援事業を国の補助の枠組みで行っておられる自治体が延べでどれくらいになるのかというのは、教えていただきたい。

資料3-2の12ページ等で御説明いただいた子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業等で自治体の調査の支援をしておられるということだが、聞く限りにおいては、そもそもこの仕組みをなかなか知らないという自治体が多いのと、4分の3補助でもかなり小さい自治体だと負担が大きいという御意見もある。子供の貧困対策が進むきっかけになるのは自治体の調査というところが

すごく大きいことから、もっと広がってほしいと思っているが、こういう現状について、周知について今なさっている御努力や、今後もう少しこういう方向で充実したいというものがあったらお教えいただきたい。

(松村構成員)

京都府では、子どもの貧困対策に積極的に取り組んでいるが、それを進める上で、平成27年・28年の国の予算は大変ありがたかったと思っている。

例えば、ひとり親家庭の子供に対して支援する「居場所づくり」事業では、学習支援や生活支援を行い、子供が自立していくための力を、そこで身につけていくこととしている。国の補助制度では、事業の枠組みが決まっており、今話題の「子ども食堂」など、食事を提供するものは助成対象外とされてきた。子供の貧困対策としての取組が進められ、制度の拡充や予算の増額がされたことにより、しっかり自治体に取り組める形となった。子供の貧困対策に係る国の事業が様々な分野で使いやすく拡充され、また、新たな事業創設など積極的な施策展開について、まずはお礼を申し上げる。

その中で、予算の枠組みができてはいるが、もう少し拡充して頂きたい点がある。例えば、全中学校に1万人を配置という目標のスクールソーシャルワーカーでは、京都府内での実態は、週2回勤務であり、福祉サイドから見ると間尺に合わない。学校の窓口として福祉機関から問い合わせした時には、せめて繋がるよう、学校に居ていただけるような体制充実をいただきたい。それが連携するネットワークのベースだと思っている。制度の枠組みはできて、それをしっかり活用でき、継続していくことが大事であり、スクールソーシャルワーカーでは、常に学校にいていただけるような仕組みを作っていくことが、大変重要だと思う。

次に、子ども福祉のサイドでは、保健・医療・福祉が連携する「地域包括ケア」を進めているが、その対象エリアは、生活圈域である中学校区を活動圏域とし、1つの単位として取り組んでいる。同様の考え方によって、中学校区を単位とした取組が、各自治体でも推進できればと思っている。

また、子供の貧困の問題では、小学生や中学生の課題と高校生の課題では内容が大きく異なる。小学生・中学生では、学力の問題や日常生活を営む力をいかにつけていくのかが課題と思っており、高校生では、中退をせずにきちんと卒業し、次の自分の望む進路、必ず大学へと言うつもりはないが、子供達が望む環境、子供がやりたいと願う進路を実現させてあげるかが、大変重要である。

高校生に対しては、経済的な問題を抱えることを、できる限り少なくしてあげたいと思っている。そのため、京都府では、私立高校の学費を無料化するという学費軽減制度を持っており、その制度を作った以降、経済的な理由によ

て高校を中退する生徒が激減するということが実際にある。是非、できるだけ高校を卒業でき、希望の進路を実現する、そういうことが、子供の貧困を連鎖させないためにも大変重要だと思う。もちろん、ひとり親家庭や生活困窮家庭の親御さんへの支援というのも、重要とは思いますが、子供の貧困対策を考える場合には、特に子供の成長や子供の育ちに注目した施策展開をお願いしたいと思う。

( 鉄崎構成員 )

いろいろと政策はしてもらって進んでいるようなのだが、今まで御意見があったように、いろいろな学習とか助成などでも本当に実際の子供たちが集めようと思うとすごく数もいるか、地域的なものでそんな遠いところにも行けない。もう少しきめ細かいことが要ると思うのだが、これを見ていてひとり親の貧困の場合に保護者に対する就労の支援だが、これは高等期の困難はすごいのである。これを解決するとこれは本当に就労対策としては最高のものだと思うのだが、これも非常に能力と余裕がないと受けられないし、全員が受けられるものではない。

だから、もっと子供たちの政策が子供の貧困に対して今、目の前にあるいろいろな支援を考えていただいているが、この子供の貧困をなくすということは親の経済的な自立、親が貧困から脱却できなかつたら、子供の貧困はいつまでたっても同じことだと思う。そのときだけは救われるかもしれないけれども、それでそれは乗り越えたときに親がぎりぎりの生活、本当に食べるのが精いっぱいということになれば、貧困はまた続いていく。だから本当にずっと先を見てこのような政策をつくっていただくのだったら、雇用が重要である。人が働いて、一生懸命働いて、いろいろな種類があるので、多少能力の差、仕事の内容の違い、能力の違いがあって、それは当然社会では差が出てくるかもしれないが、まず一生懸命働いていて、そして労働に対して受ける収入は、やはり最低生活はできる普通の平均収入というものを目指した雇用形態を、これは国がつくっていただくように指導していただかないとできないことだと思うのだが、それに対してもう少し積極的な案を考えてほしいと思う。

実際にいろいろ就労のこと、最低賃金がどうのこうのということも言われているけれども、そしてアベノミクスでその3年間で随分と上がった、そして求人数が求職よりもずっと上回ってきているという話もあるのだが、現実にはハローワーク、ひとり親の自立支援センターに来ている求職の状況を見ていただくと全然違う。条件もみんな今までと全然変わらない。収入も変わらない。その中で親がやっと食べて、子供が今、奨学金が要るからやろうではないか。それでは本当に解決にならないと思う。



今度、親が年をとったときにはまた子供が親をどうかしてやらないと、親はまた今の老人の貧困者になってしまうということで、親が自信を持って子供を育てていくと、親が1日働いていても子供が居場所をなくすということもないと思う。ただ、今ダブルワーク、トリプルワークしてでも子供を学校にやれないような収入しかない。この状態を何とか、本当にそれを何とかにしてもらわないと子供の貧困、貧困の連鎖というのはなくなる。

(武藤構成員)

まず1点は、企業とのマッチング事業において、企業もそれぞれ強みとか、こういうことをしたいということが多分あるのではないかと。お金を出してもらおうというのが一番いいのかもしれないが、旅行会社だったら旅行に連れていくとか、医療だと医療を提供できるとか、食品だと食品を提供できるということもあるのではないかと。そういう意味からすると、児童養護施設へノートが送られる等とあるが、そういうところをもう少し企業に呼びかけをし、それから、もっとこういうことを支援してほしいという団体をどんどん出して、そのマッチングをやっていくということが今後も必要なのではないかと考えたところである。

それと同じようなことだが、大学や養成校のところでそういう貧困家庭の子供たちを数名無料化する、学費を半額にするとかが児童養護施設等でも始まっている。そういうことを児童養護施設だけではなくて、もっと貧困家庭に広げてやっている学校だとか、先に言った企業をもう少し表に社会化するということを、国を挙げてやっていいのではないかと感じたところである。

2点目、児童養護施設のこと厚労省に自立支援の貸付があるが、こうやってひとり親家庭だとか児童養護施設等の自立支援の貸付の制度が始まっており、しかもこれは返還免除という点では非常に子供たちにとって頑張ろうというか、そういうことで非常によかったと思っている。ただし、まだまだこの事業を有効活用しなければいけないと思っているので、ぜひ末端に行き届くようにやっていただきたい。返還についても5年間継続して働くということは虐待を受けた子供たちにはつらいものがあるし、時に休んだりとか、時に職をなくしたりということがあるため、もっと現場に即したような制度活用も含めてやっていただけるとありがたい。

(山野構成員)

非常に進められているということが見える化されたと思う。

教育と福祉をつなぐということで中教審の委員などもさせていただいているが、例えば厚労省さんでいろいろやられていることを学校に知られているかと

いったら、全然知られていないことがある。それをつなぐ役がスクールソーシャルワーカーでもっと増員をというお話も先ほどあったが、スクールソーシャルワーカーがふえないのは国の補助が3分の1だからだと思う。あと3分の2は現状では自治体が出さないといけないのでなかなか増えないところだが、そういうったせっかく厚労予算で取り組んでおられることをどうやって、全ての子供たちに知らせるかという、すべての子どもがいる義務教育である学校という場で、制度施策を浸透させていくのか。施策があるだけでは、特に貧困で困っている家庭では見えないので、どうやってつなぐ仕組みを作るかが課題。パッケージ化というのもすばらしいと思う。

それを学校プラットフォームの中でどうやって機能するようにするかという、そこはお金のかからない制度化が必要。プライバシーの問題もあるので、要綱なり通知なり各自治体レベルか国レベルなのか、情報共有して、みんなが同じ課題に向かっていけるよう連携の仕組みができるよう規定していく必要があるのではないか。

資料3 - 2の後ろにイギリスの調査のことが書かれており、私もイギリスへ行ってきたが、これはすばらしいなと思ったのは、A君、B君の情報共有をしているのではなくて、どの地域がどれくらい貧困で、どう向かっていかないといけないのかという目標がしっかり共有されている。目標値をどうしていくのかということが今後の課題かもしれないが、その提示が現在ではない。例えばイギリスだったら目標値がはっきりされていて、保育園の先生であっても学校の先生であってもそれを皆が知っている、共有している。ここの地域は貧困率何%で、何に向かっていかないといけないのか、目標、ゴールがはっきりしている。その評価はたとえばアウトリーチで拒否している家庭に接した率が何%なのか、全校児童の中で接触しているのが何%なのかというようなことを目標値にしている。そういう何か明確な、何を目標にしていくのかというのが現在あれば教えていただきたいと思う。

もう一点は、例えばスクールソーシャルワーカーは何千人になったという報告があるが、全数の中で何%接触できているのかという意味で、そのターゲットのうちひとり親の中で何%がこの事業を使っておられるのかみたいなことが、それぞれの事業でまたいずれわかれば出していただけたら、ここの議論もしやすくなるのではないかなと思う。議論にも目標設定が必要ではないか。

#### 子供の貧困に関する調査研究について

(相川参事官)

資料3 - 2の15ページ以降を御説明させていただきたい。

まず大綱においては、子供の貧困の実態を把握するための調査研究を継続的にやるということ、それから、新たな指標の開発に向けた調査研究の実施についても検討していくことが規定をされている。その調査研究、平成27年度においては、諸外国における子供の貧困の実態や施策の実施状況を把握するための指標がどうなっているかということ、その他、施策の実施状況を把握するためにイギリス、アメリカ、スウェーデン、フランス、ドイツにおいて情報収集をさせていただいた。

貧困への取り組みについての説明は簡略化したいが、子供の貧困に特化した法律があるというものは調査対象の中ではイギリスのみだった。このイギリスにおいては学校に対する補助金など、そういった取組が子供の貧困に対する対策として行われている。そのほかアメリカ、フランス、ドイツなどでは世帯の貧困という形でさまざまな制度が取り組まれている。

具体的に指標の関係については、17ページ以降でまとめさせていただいている。まず総括的に申し上げると、今回調査をした国では子供の貧困率のほかに失業世帯に暮らす子供の割合であるとか、子供の教育到達度、早期中途退学率、そういったさまざまな指標を用いて子供の貧困というものを把握しているほかに、EUにおいて調査を行っている物質的剥奪指標を用いているという状況が見てとれた。

各調査対象国ではそれぞれ子供の貧困率を、アメリカとヨーロッパで多少とり方が違う部分はあるけれども、算出をしている。また、子供の貧困率そのものの削減というものを数値目標として設定している国は現状ないということがわかってきた。

参考に書いてあるが、イギリスにおいては2010年の法制定時に、子供の貧困率に寄与した数値目標を法定していた。ただ、その後、施策、サービスの提供などが必ずしも貧困率、貧困ラインを上を押し上げることに直接つながっていないというような議論も高まっているということで、今年の春、この数値目標というものを法律から削除している。なお、改正された法律では貧困率は引き続き公表することにされている。

では何をイギリスはこの法律で掲げたかということ、子供の貧困率以外の指標ということで、失業世帯に暮らす子供の割合、中等教育終了時の教育到達度、こういったものを見ていくというようなことである。

そのほかの国においても、就労状況、教育の到達度といったこと、あるいはドイツにおいては健康状態なども含めて、さまざまな指標を総合的に見ている。

また、その中で冒頭申し上げた物質的剥奪指標というものをを用いている例が見受けられる。この物質的剥奪指標について、解説すると、その国で典型的に保持・享受される財・サービスの欠如について社会調査を実施して作成をして

いる資料ということで、EUが加盟国に対してそういった調査を毎年行っている。家賃等々の料金を期限内に支払っているかとか、住居、暖房の問題、テレビ、洗濯機といった物自体があるか、休暇をとれているかとか、そういった生活の状況と財・サービスの欠如の状況を、指標として用いているというのが見受けられる。具体的にどういったものが見受けられるのかということは、それ以降にまとめさせていただいている。

こういったことが判明をしたということで、平成28年度の調査研究の方向性という形で22ページ以降にまとめている。大綱で25の指標というものを設定して、今その指標の改善に向けて努力をしているところだが、また新たな指標の開発の上でも調査研究していくことが必要になってくる。簡単に御説明した海外調査の状況等も踏まえて、調査研究を進めていく。

もう一つ、先の通常国会においては、総理からも28年度中に新たな指標の開発に向けた一定の方向性を目指していきたい旨の答弁があった。調査研究を進めていく中で我が国における貧困を適切に把握していくために、どういったことが今後求められてくるかということについて、方向性を見出すような議論をしてまいりたい。

そのために今年度の調査研究について、具体的には貧困の実態あるいは支援の状況、対策の効果等、通常的に示し得る国内外の調査を幅広く収集する。その上で貧困対策の実施状況、対策の効果の検証評価に用いる場合の課題があると思われるので、そういったものも含めて分析を行うということかと思う。

その際、以下の点に留意したい。1つは、教育、生活、就労支援、経済的支援といったさまざまな分野についてバランスよく適切に把握するという観点から、国内調査の収集、分析を行うということ。その際、信頼性、客観性、周期性、調査対象の範囲といった、それを検証評価に用いる場合の課題についてもあわせて評価を行っていくということである。

次に、物質的剥奪指標について我が国においてこれを関連施策の実施状況、対策の効果の検証・評価をするために意義のあるものかどうかということ、それから、有効な国内調査等の把握、そして、それを作成し得るとして定期的な調査実施の必要性を勘案して、費用対効果の面からの評価。こういった観点からも検討を行ってまいりたいということである。

3番目、この検討に当たっては国内外の調査研究の成果等も活用してまいりたいと考えている。

調査研究の状況を御報告していくので、この有識者会議においても御議論をいただきたい。

(末富構成員)

子供の貧困指標について、新たな指標という御提案は大変すばらしいものだと思う。

昨年度に厚労省科研で子供の貧困指標について研究者からの提案というものほさせていただいているが、既存の公的統計の再利用をしていただくということがかなり重要かと思う。具体的には全国学力・学習状況調査で把握できるところの朝食欠食児童、学校基本調査では中退状況とか、学校基本調査を組みかえると高校の非卒業率も算出できる。また、不登校の児童生徒の比率、PISA、全国学力・学習状況調査を使えば低学力層の状況がわかる。例えば、不登校、ひきこもりの子供たちというのは経験的には貧困層の子供が多いとされているが、それに関するエビデンスというのが日本ではまとまった形で存在していない。そのことがとりわけ深刻な不登校状態やその後、ひきこもりになってしまう子供たちへの支援のなさにつながっているところがあるので、既存の公的な統計に追加する形で調査をされることというのが、恐らく費用対効果を踏まえた上でも有力な選択肢になろうかと思う。

地方自治体における子供の貧困対策の計画の策定についても御調査いただいて、政令市についてもほぼ100%に近い形では何らかの子供の貧困対策の計画はできているのだというのは大変いいことだと思う。ただ、私と公益財団法人のあすのばさんとの調査の結果で申し上げると、政令市よりもう少し小さい中核市になると、45市の中で10市だけが子供の貧困対策に関する計画策定という状況にすぎない。基礎自治体で子供の貧困対策が進まないと、この国の子供の貧困対策というのはいつまでたっても立ち遅れたままになるので、次の大綱に向けては基礎自治体における子供の貧困対策がより現実的に進むような指標や枠組みをお考えいただくというのも、非常に大事と思う。

そのときに恐らく多くの自治体で使われているのは、厚労省系のひとり親世帯だとか生活困窮世帯に関する統計などの扱いなので、そういったものはより自治体側の使いやすい形でこのように調査すればいい、このように事業化を計画すればいいというフレームにつながるような指標や、基礎自治体への計画策定を何らかの形で枠づけするなりということについてもあわせて調査研究の中で御検討いただくと、日本全国どこでも子供の貧困対策ができているという状態に向けて、使い勝手のいい指標というのについては私も研究者として幾つか御提案したが、恐らくそれぞれの省庁でお持ちの既存統計の活用というところが非常に重要かと思う。

## 今後の進め方について

(相川参事官)

第2回以降の開催について、直近の指標の値が出てくるので、そういったこ

とを報告するとともに、本日なかなか細かい指標も含めた議論ができていないので、政策について御説明した上で、その状況について御議論いただいた上で、それをまた適切に把握する指標を含めて今後、議論を深めさせていただければと思っている。

平成31年度には、子供の貧困対策に関する大綱というものを見直すことを想定している。29年度、30年度にはさらにこの大綱の見直しに向けた具体的な議論をし、その中で貧困状況を把握する指標についての議論もさらに深めていくということを考えている。こういった形で今後の有識者会議の運営をしていただければと思っているので、よろしくをお願いしたい。

（西崎統括官）

冒頭、大臣からもあったように、一億総活躍プランに今後の子供の貧困対策の具体的な道筋が盛り込まれているが、政府としては皆様の御意見も踏まえながら、今後その実現を目指すとともに、常により実効性の高い施策を生み出せるよう努力してまいりたいと考えている。そのためにも先ほどの調査研究というのは非常に重要である。貧困の実態を明らかにして、政策効果の検証に生かしていくことを目指したいと考えている。

本有識者会議の役割は、大綱に掲げられている施策の実施状況や効果等を検証・評価し、子供の貧困対策の検討を行うということだが、子供の貧困対策が一步でも前に進めるよう、皆様の御協力をお願いしたい。

（宮本座長）

大綱が策定された以降の流れを見ると、きょうの御説明のとおり、政府が子供の貧困対策についてのたくさんのことを検討し、既にスタートしているということが確認できたと思う。例えば地域的に言って子供の貧困対策の空白の地帯がないのか、あるいは制度的に言って空白となっている子供たちがいないのかというようなことは、これから詰めていくべきことだろうと思う。今日もいろいろ御意見が出たが、そういう問題にかかわることがかなりあるのではないかな。

それでは、本日はこれにて終了する。